



ガイドブック ごみ分別



令和5年4月からごみ収集が変わります

P1

ごみ出しの変更点早わかりページ

P2

普通ごみ

P3

複雑ごみ

P4

びん・缶・ペットボトル

P5

ダンボール・雑誌 古布・新聞

P6

食品トレイ・ふれあい収集

P7

指定ごみ

P8

家電リサイクル法対象品
小型家電

P9

市では収集できないごみ

P10

臨時のごみ

P11

事業系ごみ

P12

収集日程表

P13

令和5年4月からごみ収集が変わります

これまで、市内で排出される家庭ごみの収集運搬を行い、摂津市環境センターにて焼却処理していましたが、令和5年4月より、茨木市とのごみ処理の広域化により、茨木市環境衛生センターにて処理することになりました。

ごみ処理施設を集約化することにより、効率的な運用を図り、適正かつ持続可能なごみ処理を進めます。

ごみの減量について

私たちの生活からは、日々たくさんのごみが出ています。ごみの中には、まだまだ使える資源が多く含まれています。ごみと資源を分別することは、資源が再利用でき、その結果として、ごみの量を減らせます。ごみを出しているわたしたち一人ひとりの手でごみを分別し、ごみを減らしていきましょう。

みんなで取り組もう(3Rの取組み)

サンアール 3Rとは

大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動を続けてきた結果、地球温暖化などの環境問題や天然資源の枯渇などの資源問題が生じています。こうした環境問題と資源問題を同時に克服し、今後も持続的な経済発展を続けていくためには、使い捨て型社会から循環型社会への転換が必要です。私たちの大切な資源を守り、地球温暖化を抑制するために「3R」はかせないキーワードです。

本市においても、この「3R」を基本として取り組んでいます。

- Reduce(リデュース:発生抑制)ごみを作らないようにする。
- Reuse(リユース:再利用)使えるものは、繰り返し使う。
- Recycle(リサイクル:再資源化)資源として再び利用する。

ごみはルールを守って出してください。

- ごみは必ず朝の9時までに出してください。再収集はできません。
 - ・ごみの収集時間は、ごみ量や道路事情で変わります。
- ごみ出しはルールにもとづいて、きちんと分別して出してください。
 - ・分別されていないものは、収集できません。
 - ・決められた場所にごみを出して下さい。

変更点① 名称変更 「もやせるごみ」⇒「普通ごみ」(P3)

○これまでの「もやせるごみ」は、あらたにプラスチック製品・革製品・ゴム製品などが出せるようになり、名称は「**普通ごみ**」となります。

品目		変更	品目	
もやせるごみ	生ごみ・可燃ごみ(週2回) 大型可燃ごみ(週1回)		普通ごみ	生ごみ・小型ごみ(週2回) 大型ごみ(週1回)

あらたに「普通ごみ」となったもの(P3)

小型ごみ	大型ごみ
<p>小型プラスチック製品</p>	<p>プラスチック製品 ウレタンマットレス</p>
<p>カーテン バック・くつ・革製品</p>	<p>カーペット、マット</p>
<p>ホースなどのゴム製品</p>	

変更点② 名称変更 「もやせないごみ」⇒「複雑ごみ」(P4)

○これまでの「もやせないごみ」は、プラスチック製品・革製品などを除き、名称は「**複雑ごみ**」とし、**月1回の収集**となります。

変更点③ 名称変更 「水銀使用製品」⇒「指定ごみ」(P8)

○「**指定ごみ**」の区分を設け、水銀使用製品、ライター、乾電池、ボタン電池、小型充電式電池、電子たばこ、モバイルバッテリーを回収します。

「指定ごみ」(P8)

<p>蛍光灯 ライター</p>	<p>アルカリ・マンガン乾電池 ボタン電池</p>	<p>電子たばこ モバイルバッテリー</p>	<p>小型充電式電池類 (ノートパソコン、電動アシスト付き自転車、デジタルカメラ、などに使われています。)</p>
---------------------	-------------------------------	----------------------------	---

変更点④ 「ダンボール・雑誌」の収集回数を増やします。(P6)

○「ダンボール・雑誌」は**月2回の収集**とします。(「新聞、古布」は月1回の収集で変わりません。)

変更点⑤ ごみの持ち込み先は茨木市環境衛生センターとなります。(P11)

○ごみの持ち込み先は、摂津市環境センター(鶴野1丁目3-1)から、**茨木市環境衛生センター(茨木市東野々宮町14-1)に変わります**。持ち込みを希望される方は、前日(前開庁日)までに茨木市環境衛生センターへ電話予約してください。(有料処理) ※資源ごみ、指定ごみの持ち込みはできません。

品目

おもなものと出し方

生ごみ・小型ごみ(週2回)

- 透明・薄い白色半透明袋で出してください。
- 45ℓの袋に入れた時、口が結べる大きさの物まで。
- 1回につき45ℓの袋で3点まで。



台所の生ごみ
生ごみは水切りを十分にしてから出してください。



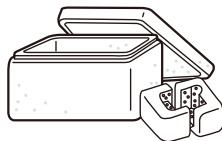
木の束、草、植物のツルや剪定した枝葉などは、普通ごみとは別に計3つまで。

木の束は、直径15cm未満、長さ50cm程度に切り束ね1メートルのひもでしばる。

おむつ汚物は取り除いて



ぬいぐるみ



発泡スチロール



洗剤、シャンプーなどの空容器



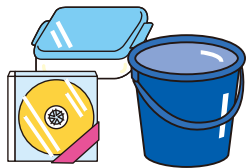
シュレッダー紙袋の中の空気を抜いてください。



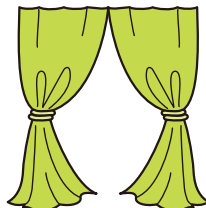
のついた容器包装類



- 令和5年4月から小型プラスチック製品、ゴム製品、革製品などが加わります。
- ※金属製品、プラスチックと金属等の複合製品は、複雑ごみです。



小型プラスチック製品



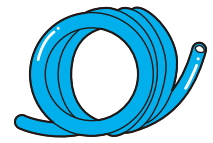
カーテン



バック・くつ・革製品



プラスチック製のおもちゃ



ホースなどのゴム製品

普通

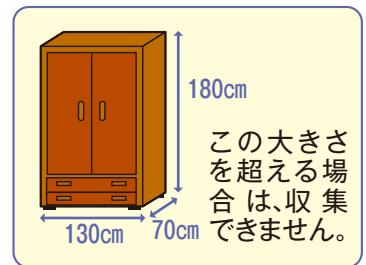
- 1回につき1点程度(木曜・金曜の「生ごみ・小型ごみ」と同時に回収します。)

- ・和ダンス、洋服ダンスなど(1個)
- ・ふとん(1組)
- ・カラーボックス、収納ボックスなど(2個程度)
- ・テーブルとイスのセット(1組)
- ・畳(必ず半畳サイズに切ってください。)(半畳3枚まで)

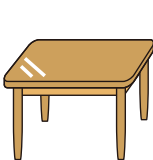
- 大きさが130cm×70cm×180cmを超えないものに限りません。

- ※上記大きさを超えるものは、解体して出してください。

- 必ず不用品と書いた紙を貼ってください。



この大きさを超える場合は、収集できません。



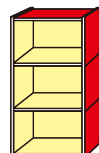
テーブル



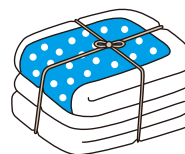
イス



ダンス



カラーボックス



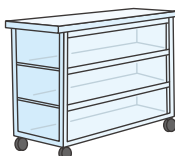
ふとん
たたんでひもなどでしばってください。

不用品

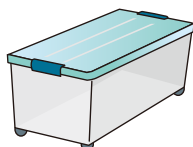
不用品と書いた紙を貼ってください。

大型ごみ(週1回)

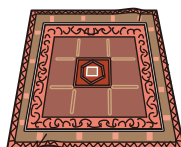
- 令和5年4月から大型プラスチック製品、カーペットなどが加わりました。
- ※金属製品、プラスチックと金属等の複合製品は、複雑ごみです。



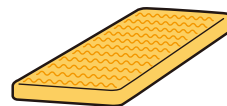
プラスチック製品



収納ボックス



カーペット、マット
ひもなどでしばってください。

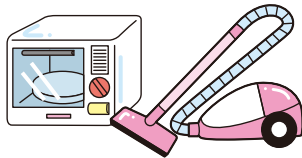


ウレタンマットレス
ただし、スプリングマットレスは臨時ごみ収集になります。P11参照

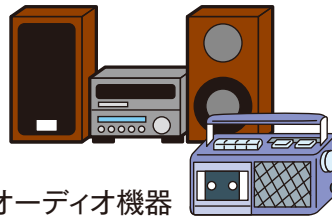
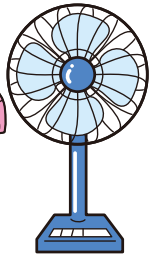


畳
畳は半畳サイズに切らないと収集できません。

- 透明・薄い白色半透明袋で出してください。
- 袋に入らないものは、不用品と書いた紙を貼ってください。
- 1回につき45ℓの袋は3点まで、45ℓの袋に入らないごみは2点まで(あわせて5点まで)となります。
- 大きさが130cm×70cm×180cmを超えないものに限りです。
※上記大きさを超えるものは、解体して出してください。
- 素材および形状により収集できない場合があります。



電子レンジ・掃除機・扇風機などの電化製品



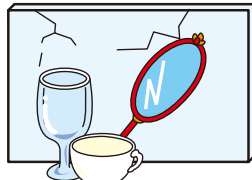
オーディオ機器
小型のものは小型家電回収拠点へ出してください。
P9参照



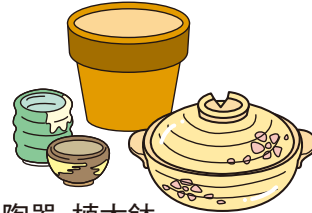
照明器具・スタンドなど
蛍光灯は外して指定ごみに出してください。
P8参照



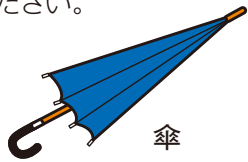
刃物類・ハサミ
厚紙などで包み“キケン”と表示してください。



コップ・板ガラス・鏡など
割れたガラス・鏡・陶器類は紙で包み“キケン”と表示してください。



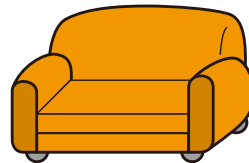
陶器・植木鉢
土などは取り除いてください。



傘



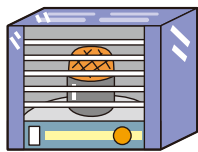
フライパン・ナベ・ヤカンなどの金属



ソファー

袋に入らないものは、不用品と書いた紙を貼ってください。

不用品



ストーブ

灯油を抜き、点火用乾電池ははずしてください。



自転車

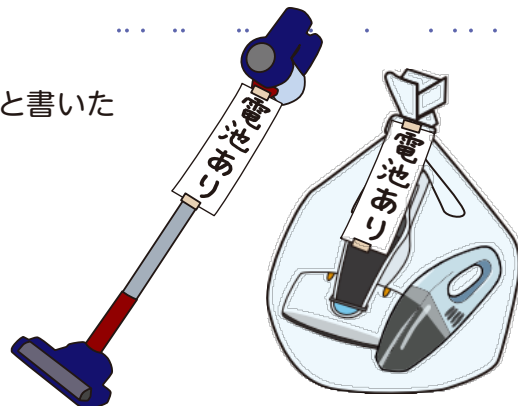
電動アシスト付き自転車は除く

こちらは臨時ごみでの収集となります。
P11参照







- 電動アシスト付自転車
- スプリングマットレス
- 収集サイズを超えるソファー







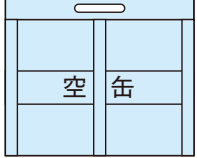

- 小型充電式電池が取り外せない製品
他の複雑ごみとは別にして“電池あり”と書いた紙を貼ってください。

小型充電式電池の種類



複雑ごみ(月1回)

品目		おもなものと出し方 (ステーション回収)	
びん (月2回)	<p>無色透明びん (色のついていないびん)</p>  <p>飲食用又は化粧品のびん</p>	<p>出し方の注意点</p>  <p>キャップをはずす</p>	<p>※下記のびんとして出せないものは「複雑ごみ」に出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガラスコップ ● ガラス食器 ● 割れているびん ● 農薬・劇薬の入っていたびん ● 洗っても汚れているびん
	<p>色付びん 化粧品びん</p>  <p>飲食用又は化粧品のびん</p>	<p>缶 びん</p>  <p>中をすすぐ</p>	
缶 (月2回)	<p>アルミ缶 スチール缶</p>  <p>スプレー缶、カセットボンベは必ず使い切ってお出す。穴あけ不要。</p>	<p>アルミ缶は</p>  <p>軽くつぶす</p>	<p>※下記の缶として出せないものは「複雑ごみ」に出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一斗缶以上の缶 ● 車やバイクのオイル缶 ● 塗料缶 ● 中身が固まるなどしてとれなくなった缶

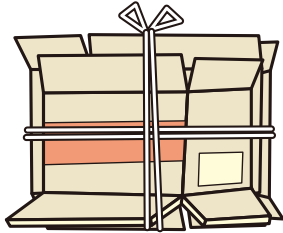
品目		おもなものと出し方 (ステーション回収)	
ペットボトル (月2回)	<p>飲料水、ジュース、しょうゆ、酒、みりんなどに使用されています。</p>   <p>このマークの付いたペットボトルに限る</p>	<p>出し方の注意点</p>  <p>キャップをはずす</p>  <p>ラベルをはずす</p>  <p>中をすすぐ</p> <p>※ラベルとキャップは「普通ごみ」へ</p>	<p>ペットボトルは、資源専用ネット・無色透明びん・空缶用のかごを使用し、袋で出さずに直接入れてください。</p> <p>※♻️のマークのついたものは「普通ごみ」に出します。</p> <p>袋に入れて直接コンテナ・ネットに出してください。</p>   
			<p>ペットボトルの拠点回収もご利用ください。</p> <p>公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 千里丘公民館 ● 安威川公民館 ● 鳥飼東公民館 ● 別府コミュニティセンター ● 新鳥飼公民館 ● 味生公民館

品目

おもなものと出し方 (ステーション回収)

ダンボール・雑誌 (月2回)

○シール、プラスチックフィルム、金属などの紙以外の部分は取り除いてください。



ダンボール



雑誌・本

十字にしぼるか紙袋に入れて出してください。



お菓子や食品の紙箱、包装紙、メモ用紙、ハガキ、封筒、ティッシュの空き箱、チラシ・パンフレット類など

※下記のダンボール・雑誌として出せないものは「普通ごみ」に出します。

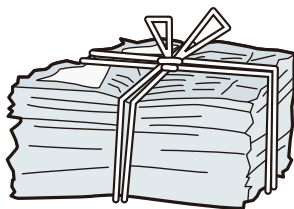
- 表面につやのある紙で、やぶったときにビニールのコーティングが残る紙
例: 販売している紙袋や高価そうな紙袋に見られます。やぶりにくい紙は要注意!
- 食品や洗剤が直接ふれている紙 例: 洗濯用洗剤の箱や宅配ピザの箱など
- 金、銀加工されている紙 例: 金、銀が貼りついたような紙袋や、たばこやガムなどの銀紙
- 引っかくと黒い線がつく紙 例: 感熱紙のレシートやファックス用紙
- 防水加工紙 例: 水で濡らしても水を吸わない紙
- 紙コップ
- 油紙
- 写真

これらが混ざると他の紙までリサイクルできなくなります。

注

ステーション以外の場所に出されても収集しません。

古布・新聞 (月1回)



新聞・広告



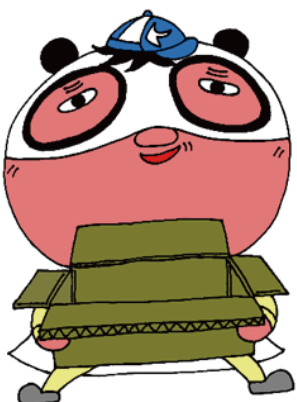
古着・古布 (透明袋でも可)

※下記の古着・古布資源として出せないものは「普通ごみ」に出します。

- 汚れたものやしみのあるもの
- 小物類 (手袋、帽子、靴下等)、ぬいぐるみ
- 足拭きマット、座布団、まくら、布団類 (シーツは可)、カーテン



集団回収をはじめませんか!



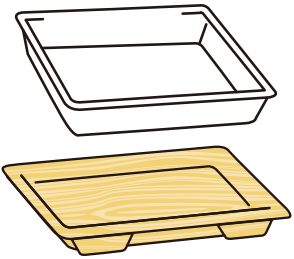
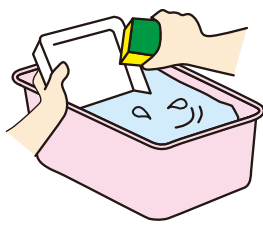

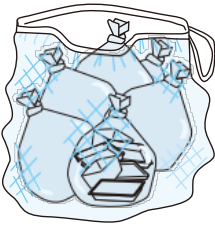
○集団回収とは、市が実施している資源物回収とは別に、市内の住民団体が自主的に新聞・ダンボール・雑誌・古布・アルミ缶・紙パックを集め、市が指定する古紙回収業者に引き渡す活動のことです。

○集団回収のメリット


1. 家庭から出るごみが減ります。
2. 資源物が効率よく集まります。
3. リサイクル意識が高まり、地域のコミュニケーションが深まります。

○集団回収の実施団体に対して市は協力金を交付し活動を支援しています。多くの自治会やこども会などで集団回収が実施されています。

※集団回収日や場所は、団体が独自に決めています。

品目	おもなものと出し方 (ステーション回収)		
食品トレイ(月2回)	<p>肉や魚、惣菜等の食品トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> つまようじが刺さる発泡トレイです。 	<p>出し方の注意点</p>  <p>食品トレイは、洗って、水を切って出してください。</p> <p>※汚れていると資源としてリサイクルできません。ご協力をお願いいたします。</p>	 <p>袋に入れてしぼってください。</p>  <p>袋ごと資源専用ネットに入れてください。</p>

食品トレイとして出せないもの ※これらは「普通ごみ」に出します。

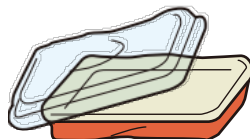
- インスタント食品等の容器(カップ麺・焼きそば・納豆等)
- 食品色付プラ容器・食品透明プラ容器(コンビニ弁当・卵パック等)
のマークのついたプラスチック容器です。
- 発泡スチロールブロック



カップ麺容器



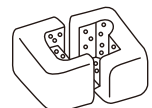
納豆容器



食品プラ容器



卵パック



発泡スチロールブロック

ふれあい収集

取組内容

高齢者や身体の不自由な人などで、家庭ごみを排出場所まで出すことが困難な世帯を対象に、声かけしてごみを回収します。

対象となる方

身体状況などから、自ら家庭ごみを出すことが困難で、親族や身近な人からごみ出しの支援を受けられない一人暮らしの方(①～④)。また、同居者が、虚弱者、年少者等のごみ出しの困難な場合も対象となります。

- ① 歩行や両足での立位保持に常時支えが必要な方
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級に該当する方
- ③ 療育手帳の交付を受け、知的障害の程度がAに該当する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当する方



申込みなど

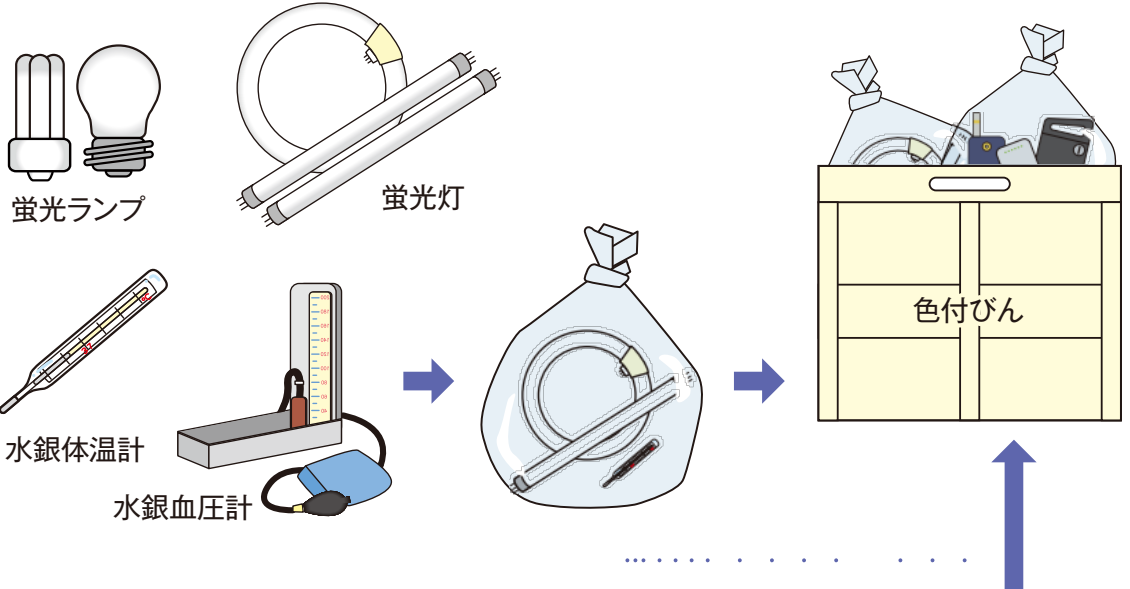
- 申込窓口は、環境業務課となります。事前相談も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

品目

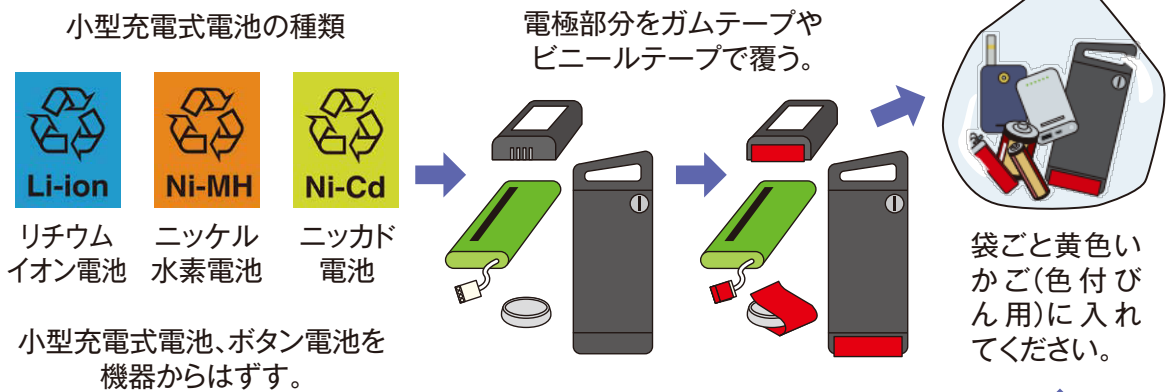
おもなものと出し方 (ステーション回収)

○水銀使用製品は、割れないように元箱等に入れるか、ポリ袋等に入れて出して下さい。
 ○ボタン電池、ニッカド電池、リチウムイオン電池などは、発火・破裂等の事故を起こす恐れがあり、電極面に絶縁処理(ガムテープやビニールテープで覆う。)をしてください。

○水銀使用製品



○小型充電式電池、ボタン電池



小型充電式電池、ボタン電池を機器からはずす。

○乾電池、ライター



○モバイルバッテリー、電子たばこ



※小型充電式電池は、家電品店などのリサイクル協力店の「回収BOX」などもご利用ください。

指定ごみ(月1回)

家電リサイクル法対象品

家電リサイクル対象品(品目)



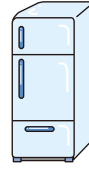
ブラウン管テレビ



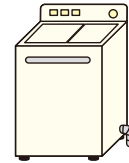
液晶テレビ
プラズマテレビ



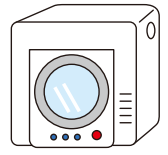
エアコン



冷蔵庫
冷凍庫



洗濯機



衣類乾燥機

廃棄方法その1

- 自分で指定場所に持ち込む。(リサイクル料金がかかります。)
郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引取場所に運んでください。
(処分したい商品のメーカー名・品番(テレビの場合は画面サイズ、冷蔵庫の場合は容量も必要)を控えて郵便局に行ってください。)

指定引取場所:日本通運(株)摂津指定引取場所 摂津市一津屋3-6-1 ☎06-6349-0202

廃棄方法その2

- 電気店に収集依頼をする。(リサイクル料金と収集運搬料金がかかります。)

①買替えですか

いいえ ↓

はい →

②以前に購入した小売店はわかりますか

いいえ ↓

はい →

買替えまたは購入した小売店へ
処理を依頼する
※買替えまたは購入した小売店には
引き取りの義務があります

お近くの電気店に尋ねてもらうか、わからない場合は環境業務課で協力店を紹介いたします。

※リサイクル料金について
料金はメーカーや大きさによって変わりますので、
詳細は、家電リサイクル券センター(☎0120-319-640)にお問い合わせください。

小型家電 (拠点回収)

不用となりました小型家電は、下記の公共施設などに設置してある小型家電回収ボックスに入れてください。
※回収ボックスの投入口(15cm×30cm)に入る大きさの家電となります。

【投入時の注意点】

- 携帯電話等、個人情報が含まれているものについては、あらかじめデータを削除してから回収ボックスに入れてください。
- 一度回収ボックスへ入れた使用済小型家電はお返しすることが出来ません。
- ご家庭から出されるものに限りです。
- 電池類は取り外してから入れてください。(電池類は「指定ごみ」に出します。)
- 袋や箱から出して回収ボックスに入れてください。また、袋や箱はお持ち帰りください。

【回収できないもの】

- 家電リサイクル法対象品目 ○乾電池、充電式電池
- 電球・蛍光灯等



回収ボックス設置場所

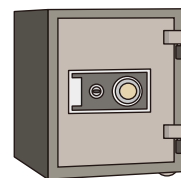
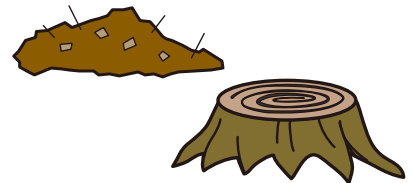
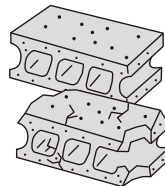
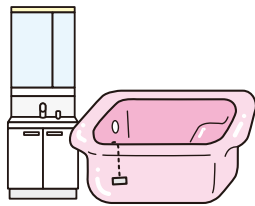
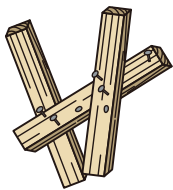
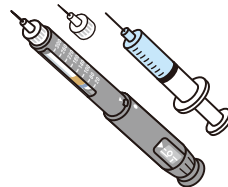
- 摂津市役所
- コミュニティプラザ
- 千里丘公民館
- 安威川公民館
- 味生公民館
- 新鳥飼公民館
- 鳥飼東公民館
- 別府コミュニティセンター
- 正雀市民ルーム
- 鳥飼図書センター
- 阪急オアシス(2階 千里丘駅連絡口側)

市では収集できないごみ

★処理できないもの

以下のものは、収集できません。販売店、メーカー、許可を持った専門の処理業者などへ相談し、処理を依頼してください。

- 灯油・ガソリン、エンジンオイル、ガスボンベ
- 農薬、毒物・劇物及び薬品類、有機溶剤(シンナー)など
- 注射器、注射針など(処分は主治医と相談してください。)
- ペンキ、液体洗剤などの液体物
- リフォーム等に伴う建築廃材
(トタン、瓦、タイル、石膏ボード、角材、鋼材、畳、浴槽、ドア、床材、壁材など)
- コンクリート、レンガ、ブロック、土、砂、泥、石など
- 太さ15cm以上の木の幹など
- 車部品、バイク部品、タイヤ、ホイール
- 電動マッサージチェア、エレクトーン、ピアノ、金庫など
- その他処理困難なものや危険なもの
- パソコン(ディスプレイ、本体)
処分は、直接メーカー又は『パソコン3R推進協会』(☎03-5282-7685)へお問い合わせください。
※ノート型パソコンやタブレットは、小型家電として出せます。
- オートバイ・ミニバイク
処分は、購入された店舗、または二輪車リサイクルコールセンター(☎050-3000-0727)へお問い合わせください。
- 消火器
処分は購入された店舗、またはエコリサイクルセンター(☎0120-822-306)へお問い合わせください。
- 家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機) P9参照



臨時のごみ

- ◎引越しや大掃除などで一度に大量のごみが出た場合
- ◎通常収集での収集可能サイズを超えた大型ソファなど
- ◎木の束、草、植物のツルや剪定した枝葉など計4袋以上出す場合
- ◎スプリングマットレス(全サイズ)
- ◎電動アシスト付き自転車

臨時収集(引き取りに来てもらう)

※資源ごみは収集できません。資源ごみ収集日にお出しいただくか、摂津市リサイクルプラザ(ストックヤード)までお持ち込みください。

1 電話で事前に予約をする

※予約が混みあうと希望日での収集ができません。早めに申込みをしてください。

- 環境業務課：☎072-634-0210
- 受付日：月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
- 受付時間：8時45分～17時15分
- 収集日：月・火・木・金(祝日、年末年始を除く)

☆注意点

- ・収集時間の指定はできません。
- ・家の中からの運び出しはできません。
- ・いつも使用している集積所か自宅前(収集車両(2トン車)が入れるところに限る)に出してください。
- ・ごみの排出場所については、事前に、集合住宅の管理人や近隣の方との調整をしておいてください。

2 当日

- 1 摂津市のごみ出し区分に分けて出してください。
- 2 立ち会いが無理な場合は、「臨時ごみ」の貼り紙をしてください。
- 3 回収できないごみは、その場に置いていきます。

3 精算

- 収集したごみを計量し、後日、納付書が届きます。
- 臨時収集の手数料は180円/10kgです。
- 金融機関の窓口でお支払いください。

持込み(自分で持っていく)

普通ごみ・複雑ごみ(持込み場所：茨木市環境衛生センター)

1 事前申込

・持込日の前日(前開庁日)までに、電話で搬入の申込みをしてください。

- 茨木市環境事業課 施設係：☎072-634-1627
- 受付日：月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
- 受付時間：8時45分～17時15分
- 所在地：茨木市東野々宮町14-1
- 持込日：月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
- 持込時間：13時～16時

☆注意点

- ・持込日当日の申込みは受付できません。
- ・持込日は、混雑状況によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

2 当日の受付

- 茨木市環境衛生センター管理棟2階事務室で受付して下さい。

☆注意点

- ・ごみの内容(品目)は、全て申請してください。申請漏れや内容が異なると持込みできません。
- ・直接計量所での受付、持込みはできません。

3 搬入

- 計量所を通り、係員の指示に従い、ごみを指定場所に捨ててください。

☆注意点

- ・1m以上のものは事前に切断されていないと持込みできない場合があります。

4 精算

- スプリングマットレス(500円/枚)は、管理棟2階事務室で事前に精算してください。
- その他のごみ(90円/10kg)は、計量所で事後に精算してください。

資源ごみ・指定ごみ(持込み場所：摂津市リサイクルプラザ(ストックヤード))

※事前申込は不要です。

- 摂津市リサイクルプラザ(ストックヤード)：☎072-650-6602
 - 手数料：60円/10kg
 - 所在地：摂津市烏飼八町2丁目8-1
 - 持込日：月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
 - 持込時間：9～12時、13時～16時(但し、受付は15時45分まで)
- 計量後、ストックヤード計量室にて現金でお支払いください。

茨木市環境衛生センター周辺地図



事業系ごみ

事業活動に伴って生じたごみは「事業系ごみ」として、事業者が自らの責任において適切に処理しなければなりません。種類や量の多少に関わらず、家庭系ごみの集積場所に出すことはできません。また事業系ごみは「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分かれます。

- **産業廃棄物**: 事業活動に伴って出されたごみのうち、法令で定める20種類のもの
(例: プラスチック製品、発泡スチロール、金属製品、木製パレット、ガラス製品など)
- **事業系一般廃棄物**: 事業活動に伴って出されたごみのうち、産業廃棄物以外のもの
(例: 事務所から出る書類、木製の棚、残飯や割りばし、紙ごみなど※)
※業種によっては産業廃棄物にあたる場合があります。

【廃棄方法】

- **産業廃棄物**: 大阪府の許可を受けた業者に処理を委託する。業者については、大阪府産業廃棄物指導課(☎06-6210-9570)までお問い合わせください。
- **事業系一般廃棄物**

方法1

茨木市環境衛生センターに自ら持ち込む
事前申込が必要です。P11参照
詳細は、茨木市環境事業課施設係までお問い合わせください。

方法2

摂津市の収集・運搬許可を受けた業者に処理を委託する
事業系一般廃棄物に関するお問い合わせは、環境業務課までお問い合わせください。

【事業系紙資源無料回収】

- 市内小規模事業所のダンボールや新聞、OA紙など、紙資源としてリサイクルできるものについては、市に登録することで無料回収が利用できます。(古紙回収業者が定期で回収します。)
こちらについては、摂津市環境業務課までお問い合わせください。

摂津市の許可業者

- 北大阪清掃(株)
☎072(635)0671
- 鍵本産業(株)
☎06(6323)0332
- (株)摂津衛生
☎06(6381)4784
- 阪本建設興業(株)
☎072(653)7218
- 茨木環境保全(株)
☎072(625)8121
- (有)ミシマ
☎072(654)5157
- 木本興産(株)
☎072(623)1674
- 泉興業(株)
☎072(653)3780

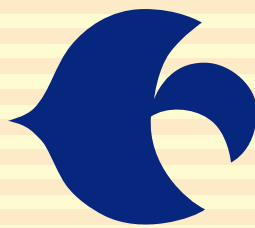
収集日程表 (令和5年4月から)

安威川以北地域

収集地域	普通ごみ 生ごみ、小型ごみ (週2回) 大型ごみ (木曜日)	複雑ごみ (月1回)	びん・缶・ 食品トレイ (月2回)	ペットボトル (月2回)	ダンボール・ 雑誌 (月2回)	新聞・古布 (月1回)	指定ごみ (月1回)
	ステーション収集(地域の決められた場所)						
千里丘1・2丁目 千里丘3丁目 1~7番・15番・16番 千里丘東1・2丁目	毎週 月・木曜日	第1回目の 水曜日	第2・4回目の 火曜日	第1・3回目の 火曜日	第2・4回目の 水曜日	第2回目の 水曜日	第1回目の 火曜日
千里丘3丁目 8~14番 千里丘4~7丁目 千里丘新町	毎週 月・木曜日	第1回目の 水曜日	第2・4回目の 火曜日	第1・3回目の 金曜日	第2・4回目の 水曜日	第2回目の 水曜日	第1回目の 金曜日
千里丘東 3~5丁目	毎週 月・木曜日	第1回目の 水曜日	第2・4回目の 金曜日	第1・3回目の 火曜日	第2・4回目の 水曜日	第2回目の 水曜日	第3回目の 火曜日
庄屋1・2丁目 東正雀・南千里丘 三島3丁目14番	毎週 月・木曜日	第1回目の 水曜日	第2・4回目の 金曜日	第1・3回目の 金曜日	第2・4回目の 水曜日	第2回目の 水曜日	第3回目の 金曜日
正雀本町 1・2丁目 正雀1・2丁目	毎週 月・木曜日	第3回目の 水曜日	第1・3回目の 火曜日	第2・4回目の 火曜日	第2・4回目の 水曜日	第4回目の 水曜日	第2回目の 火曜日
正雀3・4丁目 三島1・2丁目 三島3丁目 (14番除く)	毎週 月・木曜日	第3回目の 水曜日	第1・3回目の 火曜日	第2・4回目の 金曜日	第2・4回目の 水曜日	第4回目の 水曜日	第2回目の 金曜日
桜町1・2丁目 学園町 1・2丁目 鶴野1~4丁目	毎週 月・木曜日	第3回目の 水曜日	第1・3回目の 金曜日	第2・4回目の 火曜日	第2・4回目の 水曜日	第4回目の 水曜日	第4回目の 火曜日
香露園 昭和園	毎週 月・木曜日	第3回目の 水曜日	第1・3回目の 金曜日	第2・4回目の 金曜日	第2・4回目の 水曜日	第4回目の 水曜日	第4回目の 金曜日

安威川以南地域

収集地域	普通ごみ 生ごみ、小型ごみ (週2回) 大型ごみ (金曜日)	複雑ごみ (月1回)	びん・缶・ 食品トレイ (月2回)	ペットボトル (月2回)	ダンボール・ 雑誌 (月2回)	新聞・古布 (月1回)	指定ごみ (月1回)
北別府町 浜町 東別府 1~5丁目	毎週 火・金曜日	第2回目の 水曜日	第2・4回目の 月曜日	第1・3回目の 月曜日	第1・3回目の 水曜日	第1回目の 水曜日	第1回目の 月曜日
別府1~3丁目	毎週 火・金曜日	第2回目の 水曜日	第2・4回目の 月曜日	第1・3回目の 木曜日	第1・3回目の 水曜日	第1回目の 水曜日	第1回目の 木曜日
南別府町 西一津屋 一津屋 1~3丁目	毎週 火・金曜日	第2回目の 水曜日	第2・4回目の 木曜日	第1・3回目の 月曜日	第1・3回目の 水曜日	第1回目の 水曜日	第3回目の 月曜日
鳥飼和道1・2丁目 東一津屋 新在家1・2丁目 鳥飼八防1丁目 鳥飼八防2丁目 (8・9番除く) 鳥飼西5丁目 3・4番	毎週 火・金曜日	第2回目の 水曜日	第2・4回目の 木曜日	第1・3回目の 木曜日	第1・3回目の 水曜日	第1回目の 水曜日	第3回目の 木曜日
鳥飼西1~4丁目 鳥飼西5丁目 (3・4番除く) 鳥飼八防2丁目 8・9番	毎週 火・金曜日	第4回目の 水曜日	第1・3回目の 月曜日	第2・4回目の 月曜日	第1・3回目の 水曜日	第3回目の 水曜日	第2回目の 月曜日
鳥飼野々 1~3丁目 鳥飼本町 1~5丁目	毎週 火・金曜日	第4回目の 水曜日	第1・3回目の 月曜日	第2・4回目の 木曜日	第1・3回目の 水曜日	第3回目の 水曜日	第2回目の 木曜日
鳥飼下 1~3丁目 鳥飼中 1~3丁目	毎週 火・金曜日	第4回目の 水曜日	第1・3回目の 木曜日	第2・4回目の 木曜日	第1・3回目の 水曜日	第3回目の 水曜日	第4回目の 木曜日
鳥飼新町 1・2丁目 鳥飼銘木町 鳥飼上1~5丁目 鳥飼八町 1・2丁目	毎週 火・金曜日	第4回目の 水曜日	第1・3回目の 木曜日	第2・4回目の 月曜日	第1・3回目の 水曜日	第3回目の 水曜日	第4回目の 月曜日



摂津市

●お問い合わせ先

摂津市生活環境部環境業務課

●住所：摂津市鶴野 1-3-1

●電話：072-634-0210

●FAX：072-634-2318